運用及び管理を共同で行うことが合理的と認められるデータ連携システムであって、法第五十一条第八号に規定する業務に応じてガイドラインその他の機構が定める文書にのっとったもの

ハ　事業者が、データ連携システムにおいて扱うデータに関して、守秘義務の遵守、目的外利用の禁止その他のデータの管理に関する事項を定め、当該データ連携システムの利用者に取引条件として開示していること。

［新設］

ニ　事業者が、データ連携システムにおけるアクセス制御機能の整備、暗号化対策、サイバーセキュリティに関する対策、可用性の確保その他のデータ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置を継続的に講じていること。

［新設］

ホ　事業者が、データ連携システムに接続する情報処理システムが満たすべき要件の明確化その他の情報処理システムの安全性及び信頼性が確保されていることを確認するために必要な措置を継続的に講じていること。

［新設］

ヘ　事業者が、データ連携システムと他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するために、当該データ連携システムが準拠する基準を公表していること。

［新設］

ト　事業者が、データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業の運営に活用される資源をいう。）を確保していること。

［削る］

［削る］

［削る］

四　事業者において、戦略の推進等の実務の執行を総括する責任者（以下「実務執行総括責任者」という。）が、効果的な戦略の推進を図るために必要な情報発信を実施していること。

五　実務執行総括責任者が、主導的な役割を果たし、最新の情報処理技術の変化を踏まえた事業者が利用する情報処理システム（法第二条第三項に規定するものをいう。以下この条、第四十六条、様式第十六及び様式第十七において同じ。）における課題を把握していること。

六　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施を行っていること。

［新設］

三　事業者が、戦略の達成状況に係る評価に関する指標を決定し、公表していること。

［削る］

（認定の失効）

第四十一条の二　前条第一号に掲げる基準による認定（以下「第一号認定」という。）を受けた事業者が同条第二号に掲げる基準による認定を受けたときは、第一号認定は、その効力を失う。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第十六及び様式第十七を次のように改める。

様式第16（第40条関係）（第一面から第三面まで）

認定申請書

申請年月日　　年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称
（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名

住　　所　〒

法人番号

情報処理の促進に関する法律第31条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第41条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況

(1)　企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定

公表媒体（文書等）の名称	